

民事手続判例研究(一)

高木, 茂樹

九州大学大学院法学研究科博士課程 | 日本学術振興会特別研究員

福岡民事訴訟判例研究会

九州大学大学院法学研究科博士課程 | 日本学術振興会特別研究員

<https://doi.org/10.15017/2004>

出版情報 : 法政研究. 61 (2), pp.191-218, 1994-11-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

民事手続判例研究(一)

福岡民事訴訟判例研究会

和解調書において期間満了後に目的物を明け渡す旨の明渡条項が脱漏している場合に、明渡条項を付加する旨の更正決定によって補充的に更正することの許否

東京高裁平成四年六月二二日第一七民事部判決（東京高裁平三(ネ)第三〇六六号、請求異議控訴事件）——原判決取消、認容・確定、判例時報一四二八号八七頁、判例タイムズ八〇七号二四七頁

はじめに

ここにとりあげる事件は、ゴルフ練習場を使用・収益する地位をめぐる親族間に生じた紛争である。この紛争の

当事者間には本判決が確定するまでの約一〇年間に、あわせて一三件の訴訟・仮処分・調停等があった。

判例研究の本来のありかたからすれば、本稿の検討対象は本判決のみとすべきところである。しかし、和解調書の更正決定の許否が問題となる本件訴訟では、紛争の発生・和解交渉の経過・更正決定がなされた経緯などの紛争全体の展開が実質的な核心であること、また本件訴訟は一連の紛争の中の一コマにすぎないことを考慮すると訴訟外での紛争の実態をも把握したうえで判例研究を行う必要があるように思われる。そうした問題関心から、ここでは当事者の紛争行動を跡づけながら解釈論的検討を行う形式で本判決にアプローチすることとしたい。まず、紛争全体の展開を把握するために社会的紛争レベルをも含んだ紛争の実態を紹介する(一)。次に、こうした紛争の実態・具体的手続の展開を参照しつつ和解調書の更正決定手続のあり方を考え、更正決定手続とは単なる技術的修正にとどまるものではないという主張を展開する(二)。最後に、本件判決の位置づけを試みることでむすびに代えたい(三)。

なお、以下での当事者及び関係者の氏名・地名等は原則として仮名である。

一 紛争の経過と展開

1 紛争の発端

昭和四八年一〇月、急速に都市化が進んだ東京都内で農業を営んでいた宮田清治郎は、自ら所有する農地の一部にゴルフ練習場を設けて、「吉崎ゴルフセンター」の商号で営業を始め、長男である宮田洋一夫婦に実際の運営を任せ、ゴルフ練習場は、駅から徒歩数分という立地条件のよさも手伝い順調に発展し、昭和五一年九月には「株式会社吉崎ゴルフセンター」として法人化するまでになった。代表取締役には宮田清治郎が就任し、ゴルフ練習場施設は宮田清治郎個人の所有のまま株式会社吉崎ゴルフセンターに賃貸する形式をとった。

昭和五四年三月には、宮田清治郎名義の株式を宮田洋一名義に変更することとなった。洋一は発行株式の過半数を保有した上で、代表取締役就任した。

昭和五六年、洋一が飲食店に勤務する小西明美に融資したことが発端となって洋一夫婦及び清治郎・洋一父子間で家庭内騒動が生じた。洋一は、清治郎らの説得には応じないばかりか、かえって会社の経営から離れることを希望

するほどであった。清治郎らは、洋一の説得をあきらめ、会社のことは全て父親に任せるといふ洋一の意向に従って、定款に定められた株式譲渡承認の手続を経て宮田洋一名義の株式を洋一の妻及び三人の子供の名義に変更し、代表取締役は清治郎に交代することにした。

しかし、洋一は前言に反して、会社の運営から離れようとはせず、また会社の運営から離れるべきであるという周囲の説得にも応じようとはしなかった。

嫌気のさした清治郎は、昭和五七年頃、ゴルフ練習場を閉鎖し、電気設備の電源も切ってしまった。これに対し、洋一は閉鎖されたゴルフ練習場に入り込み、宮田洋一人の名義で営業するようになり、その期間は一年以上にわたった。

この間、清治郎と洋一の間で株式会社吉崎ゴルフセンターの所有・経営あるいはゴルフ練習場の使用をめぐる、取締役資格確認等請求事件・代表取締役職務執行停止及び職務代行者選任仮処分事件・ゴルフ練習場明渡請求反訴事件の計三件の訴訟等が行われるようになった。

昭和五九年一〇月二三日、業を煮やした清治郎は、業者を雇いゴルフ練習場施設を実力をもって破壊しようとした。

洋一側の抗議により途中で阻止され一部が破壊されるにとどまったが、ゴルフ練習場はもはや営業可能な状態にはなかった。

2 更正決定に至る経過

(1) 仮処分申請までの経過

清治郎の実力行使に対し、洋一は「自分こそが株式会社吉崎ゴルフセンターの真の代表取締役である」と主張して占有権を基礎に占有妨害禁止の仮処分を申請した（この他に宮田洋一から損害賠償請求訴訟が提起されている）。洋一のこの申立てに対し、清治郎はゴルフ練習場明渡断行の仮処分及び営業禁止の仮処分を申立てて応酬した。

(2) 和解成立までの経過

昭和六〇年三月より、これらの仮処分申請の後、双方ともいったん仮処分の申立てを取下げたうえで、破壊されたままのゴルフ練習場施設の修繕等について暫定的な和解をとりむすび、改めて双方から同様の仮処分を申請して、話し合いを継続した。

そのうち和解の機運が高まり、同年一二月一八日、本件和解の準備のため清治郎は有限会社宮田不動産を設立して、

自ら代表取締役就任した。同年一二月二四日、清治郎から申請した明渡断行の仮処分及び営業禁止の仮処分申請手続の中で本件和解が成立した（後掲・△資料―①▽参照）。

ここで成立した和解が本件で問題となる和解である。その内容は、①宮田不動産は宮田洋一にゴルフ練習場施設を五年間賃貸するということ、②ゴルフ練習場施設の補修工事についてのとりきめ、③宮田清治郎が死亡した場合の賃貸借関係、④宮田清治郎はゴルフ練習場施設の賃貸借契約から生ずる宮田不動産の全債務を連帯保証するということ、⑤ゴルフ練習場施設の賃料として宮田洋一が供託してきた供託金を宮田清治郎が還付請求すること、⑥宮田清治郎は宮田洋一に和解金を支払うこと、⑦宮田清治郎の死亡のときに発生する宮田洋一への死因贈与と洋一の遺留分放棄、⑧訴えの取下げ、等であった。

なお、この和解条項は、裁判所の関与の下でなされた両当事者間の和解交渉に基づいて、宮田洋一側代理人川井太郎弁護士が起案したものであった。

(3) 更正決定までの経過

先に成立した和解調書のうち「一 賃貸借契約の成立」の項の中で明渡条項が脱落していることに気が付いた宮田

清治郎側代理人の多田晋弁護士は、昭和六一年三月二二日、和解条項一の1の(二)に明渡条項を付加する更正決定を申立てた(後掲・△資料―②▽参照)。

申立て理由は、①本件和解の基本的な和解条件は、(i)宮田洋一が五年間に限ってゴルフ練習場施設を使用し収益をあげ、その間宮田清治郎に使用料を支払うこと、(ii)右期間終了後はゴルフ練習場施設を即時に明け渡すこと、であった。また、②「明渡し」が和解の根幹であったことは、(i)宮田洋一の履行遅滞等により契約が解除された場合の即時明渡条項や、(ii)宮田清治郎の死亡時に契約解除された場合の引換給付による明渡条項の存在、が示している。③施設使用期間こそが本件和解においても争いになったのであるから、右②の条項にのみ明渡条項を入れ、期間満了条項には意識的にこれを欠くということはなかった、というものであった。

裁判官(本件和解成立に関与した裁判官と同一人物)は、宮田清治郎側代理人である多田弁護士からの申立ての後、宮田洋一側代理人の川井太郎弁護士に更正決定の申立てがある旨の連絡をした。洋一側代理人の川井弁護士は、裁判官の面前で、清治郎側代理人の多田弁護士と更正決定をめぐって

応酬したが、清治郎側代理人の多田弁護士がそれならば改めて明渡断行の仮処分を申請することも検討する旨応答したため、渋々ながらも更正決定に応じ、即時抗告をしないことにした。

こうした経過に基づいて、昭和六一年三月三十一日、清治郎側の申立てどりに和解調書の更正決定がなされた(後掲・△資料―③▽参照)。

更正決定理由は、ゴルフ練習場施設の賃貸借期間を何年とするかが、和解交渉の中で重要な部分を占めていた。この和解交渉の過程では、①右期間を五年間とする合意がなされた際、ゴルフ練習場施設を明け渡すことをも約するのは当事者間において当然の前提とされていたし、②昭和六一年四月一日から昭和六六年三月三十一日までを賃貸借期間とする合意がなされた際にも、同日限りの明渡しは当然の前提と了解されていた。また、和解条項全体の趣旨からも、賃貸借期間を右②の五年限りとするのが和解の根幹であり、同日限り明け渡す旨の給付の合意がなされないのであれば、和解の根幹が揺らぎ本件和解が成立しなかったであろうことが看取できる、というものであった。

3 本件請求異議訴訟の経過

(1) 賃貸借期間終了までの経過

清治郎らは更正決定がなされた後、株式会社吉崎ゴルフセンターを解散し、清算手続を経て清算結了をした。洋一は、この賃貸借期間中さまざまな名称を用いてゴルフ練習場を営業していた(例えば、有限会社Y M商事等)。これに対し、清治郎は洋一を相手どってさまざまな名称を用いて営業を行うことを禁止する旨の民事調停を申立てている。

昭和六二年九月、洋一は妻と調停離婚する。子供三人は、妻が親権者となって養育することとなった。

平成元年一二月頃、洋一は紛争の発端となった小西明美と正式に別れ、それと前後して、株式会社吉崎ゴルフセンターについての株主総会決議不存在確認等の訴えを提起した。この訴訟において洋一は、「自分が吉崎ゴルフセンターの代表取締役であり、和解条項一の3で確認された吉崎ゴルフセンターと宮田清治郎との間のゴルフ練習場施設賃貸借契約の合意解約は、本件和解において第三者の地位にある吉崎ゴルフセンターに対しては効力はなく、吉崎ゴルフセンターと宮田清治郎との間の賃貸借契約は依然存続し、吉崎ゴルフセンターに賃借権がある」という主張をした(こ

の主張は、後に本件請求異議訴訟で洋一が主張する理由とは全く異なるものである)。

平成二年秋頃、株主総会決議不存在確認等の訴えについての和解手続が始まるが、ここでの話し合いはかばかしいものではなかった。なお、これと前後して本件和解成立に関与した宮田洋一側代理人の川井太郎弁護士らが辞任し(辞任理由の詳細は不明であるが、賃貸借期間終了後もゴルフ練習場の占有を継続する意向の洋一とそれについて消極的な川井弁護士らとの間で、今後の方針をめぐって対立が生じたようである)、後任の代理人として林田和夫弁護士らが就任した(本件請求異議訴訟を担当したのは、この林田弁護士である)。

宮田洋一は、その後もさまざまな名称でゴルフ練習場の営業を続けていた。また、株主総会決議不存在確認訴訟では、株式会社吉崎ゴルフセンターの清算結了を否認し、同会社が依然ゴルフ練習場施設の賃借権を有しており、自身が同会社の真の代表取締役であると主張し続けていた。洋一のこうした行動に対して、宮田清治郎は、平成三年(昭和六六年)三月三十一日経過後に洋一が占有名義を株式会社吉崎ゴルフセンターに変更してゴルフ練習場施設を占有し

続けることができないよう、当事者恒効をねらって仮処分を申立て、平成三年二月一五日、占有移転禁止の仮処分命令を取得した。それに対し、三月二六日、洋一は姉や妹とともに、清治郎や弟たちに対して家事調停を申立てる。三月三十一日をもって本件和解による賃貸借期間が終了すると、清治郎側は直ちに東京地裁の執行官に強制執行の申立てをした。

四月四日、洋一のもとに執行官が明渡しの際に現れ、四月二五日に明渡執行を断行する旨告知した。

これに対して洋一側は、四月一七日、強制執行停止決定の申立てをなすとともに、本件請求異議訴訟を提起し、四月二二日には、強制執行停止決定がなされた。

なお、この時点において被告有限会社宮田不動産の代表取締役は洋一の父清治郎から弟俊男に交代していた。

(2) 第一審判決までの経過

原告宮田洋一側は、①賃貸借期間の定めは通常の賃貸借における期間の定めと同じ趣旨であり平成三年（昭和六六年）三月三十一日限り明渡すことまで合意・承諾していない、②給付の意思の表現として初歩的・決定的に重要な明渡文言を和解条項中に明記しないにおいて、後になって裁判官

が一方的に更正決定で更正すること自体厳格慎重さを欠いたいかにも安易な行為である、③更正決定に対し即時抗告をしなかったのは、ゴルフ練習場の修復がなされまもなく営業が再開できるといふ時期に更正決定の送達を受け、不服申立てをすると父清治郎の不興を買ってせつかくこぎつけた営業再開が果たせなくなることをおそれて後日に留保せざるを得なかったことによるものである、と主張する。更に、④仮定的主張として、法定更新を主張した。

これに対し、被告宮田不動産側（実質的には父清治郎・弟俊男らが当事者である）は、①宮田洋一が即時抗告をしないまま確定していること、②合意があった場合の補充的更正が許されるほど合意の存在は明白であったこと、③本件は借家法の適用されるべき賃貸借契約ではない、と反論した。

平成三年八月二七日、以下のとおり請求棄却・強制執行停止決定取消・仮執行宣言の判決がなされた（東京地裁平成三年（ワ）四七五五号、平成三年八月二七日民事第三三部判決、判例時報一四二〇号一〇四頁、判例タイムズ七七九号二八〇頁）。

原裁判所は「…和解調書に明白な誤謬がある場合には、

民法一九四条の準用により更正決定をすることができると解すべきところ、明白な誤謬であるか否かは、当該和解調書及び当該訴訟手続の全趣旨から判断すべきである。」と一般論を展開したうえで、本件については、「甲一〇和解調書〽、二〇更正決定〽、弁論の全趣旨を総合すれば、本件和解を成立させるに際し、本件仮処分事件における当事者（訴外宮田清治郎、原告）及び利害関係人（被告）の全員は、債務者たる被告〽原告の誤りか？（註・引用者）〽が本件賃貸借期間の満了する昭和六六年三月三十一日限り本件施設を明け渡すことを当然の前提として、前記のような和解条項を作成したにもかかわらず、債務者が利害関係人に対し右同日限り本件施設を明け渡す旨の記載が、本件和解の調書上脱落していたことが認められる。」として、本件更正決定は民法一九四条の明白性の要件を満たしており、本件更正決定を無効とする余地はない、と判示した（裁判官井上哲男）。

第一審判決が強制執行停止決定の取消・仮執行の宣言をなしたためであろうか、判決言渡し後、宮田洋一側代理人林田弁護士から宮田不動産側代理人多田弁護士にゴルフ練習場を任意明渡しをしたい旨の連絡がある。翌八月二八日、

双方の代理人間でゴルフ練習場の任意明渡しについて合意が成立し、九月二日、ゴルフ練習場が任意に明け渡された。これにより昭和五七年以来、洋一のもとに占有のあったゴルフ練習場が、九年ぶりに清治郎のもとに戻ってきた。

(3) 控訴審判決までの経過

九月六日、洋一側から控訴がなされた。控訴理由は、①明渡しの合意は存在しなかった、②本件更正決定は「更正」に名をかりた「和解条項の変更」にほかならない、などであった。

同年一二月二四日、宮田不動産側は洋一に対して、明渡遅延による損害賠償の支払いを求めて別訴を提起した（当初は賃料相当額の損害賠償請求であったが、後に逸失利益分にまで請求が拡張された）。

翌平成四年六月二二日、原判決取消・請求認容・強制執行停止決定認可の控訴審判決（東京高裁平成四年六月二二日第一七民事部判決）がなされる。

控訴審裁判所は、まず、和解調書について一九四条の準用により決定で更正することができるとし、一般論として「…『明白な誤謬があるとき』とは、当該和解調書上の各

条項の記載、各条項全体の趣旨、当該訴訟の全趣旨、訴訟手続上に現れた資料等から、裁判所において表現しようとした事項について誤記、遺脱等が存することが明確、容易に看取される場合をいうのであって、その更正によって和解内容に実質的に変更が生じ、和解調書の記載内容の同一性を阻害するに至るような場合にまで更正決定によって誤謬を是正することは許されないというべきである。」と判示する。

本件については、和解条項の三1、2と本件仮処分申請事件が明渡断行等を求めるものであったという事情、本件賃貸借の目的物がゴルフ練習場施設であること、並びに和解調書の各条項を総合して、「宮田清治郎の死亡という事情が生じない限り、本件賃貸借契約は昭和六六年(平成三年)三月三十一日限り終了し、右契約は更新されることなく、控訴人は同日限り本件施設を明け渡すことが本件和解の前提となっていたものと推認され(控訴人が本件更正決定に不服申立てをしなかったのも右のような事情を了解していたためではないかと考えられる)」と認定し、「本件和解調書上は、控訴人が被控訴人に対し同日限り本件施設を明け渡す旨の記載が遺脱し、この点に関しては、右当事者らの

真意に沿わない記載となってしまうことが看取される」と判断する。

しかし、「本件更正決定は、…賃貸借期間の定めにより新たに債務名義である本件明渡条項を付加することになるのであって、これは本件和解調書の実質的内容を変更するものといわざるを得ず、本件和解調書の記載内容の同一性を阻害するに至っているものというべきである」から、本件更正決定は違法である、として原判決取消・請求認容の判決をした(裁判長裁判官丹宗朝子 裁判官原敏雄 裁判官松津節子(転任につき署名捺印できない))。

(4) その後の展開

平成四年七月上旬、東京地裁民事第八部(会社関係訴訟の専門部)ろ係に係属する株式会社吉崎ゴルフセンターに対する株主総会決議不存在等確認請求事件の期日の中で最終的な和解が成立した。

その内容は、①宮田洋一は株式会社吉崎ゴルフセンターの株主総会は全て適法になされたことを確認する、②宮田洋一及び有限会社宮田不動産は請求異議訴訟について上告をしない旨合意する、③有限会社宮田不動産はゴルフ練習場明渡遅延による損害賠償請求を放棄する、というもので

あった。

この和解によって、十数年にわたる一連の紛争は一応の終息をみたのであった。

二 本件請求異議訴訟の検討

1 検討に先立って

和解調書の更正をめぐる議論は、更正する権限が誰にあるのか、あるいは更正決定の方法によるならば「明白ナル誤謬」の意義をどう考えるのか、ということに集中していた。こうした従来の議論は、和解調書の更正のためには和解成立の時点での当事者間の意思の探求でこと足りるというアプローチを、無意識にせよ当然の前提としていたように思える。

しかし、右に述べた紛争の展開から明らかなように、更正決定をめぐる争いにおいては、そのようなアプローチでは充分ではない。この種の紛争では、△和解の成立——和解調書の更正決定——更正決定の効力をめぐる争い▽と展開しており、紛争の一連の経過、殊に和解成立に至るまでの事情をも見渡したトータルな議論が必要になると思われる。

る。

このような視角から、本節では紛争の一連の経過を視野におさめながら本件控訴審判決を素材にして、和解調書の更正決定手続のあり方を考えてみることにしたい。⁽¹⁾

2 判例・学説と裁判実務の乖離

和解調書の更正については、①和解調書の更正自体の可否、②更正機関は裁判官かあるいは書記官か、更にこれと表裏一体の問題として③更正方法は更正決定によるのかあるいは更正調書によるのか、などの議論が存在していた。⁽²⁾しかし、現在の判例・学説においては、更正決定による和解調書の更正の余地そのものを認めない立場は存在しない。従って、和解調書の更正自体は許容されるものとして論を進めることとする。⁽³⁾

民事訴訟法二〇三条の規定により和解調書は確定判決と同一の効力を有することから、更正決定の方法によって和解調書を更正する場合にも、判決の更正について規定する一九四条が準用される。この制度の本来の趣旨は、和解調書の内容を実質的に変更せず、かつ和解調書にある違算・書損その他の明らかな誤りに限定して、裁判所自ら決定で

更正することができるといふものである。そこで問題となるのが、更正の対象としての「明白ナル誤謬」の意義・内容である。

判例・学説の状況を概観してみよう。

判例においては、更正決定の許否について多数の裁判例がある。しかし、更正決定の許否それ自体が具体的な和解条項の内容や事実関係によつて左右される性格のものであることから、一般的・抽象的なルールを抽出することは困難であるように思える。そうした裁判例の中において、そこで述べられている抽象的ルールが一見すると本判決のそれと酷似しているという意味において特に注目すべきものとして、最二小判昭四二・七・二一、民集二一巻六卷一六一五頁⁽⁴⁾がある。この昭和四二年最高裁判決は、「…更正決定は調停調書記載の同一性を阻害することなく表現上の瑕疵を訂正することを制度上の目的とするものであるところ、本件における：旧条項を新条項に訂正するとき、旧条項の実質的内容を変更するにほかならない：」旨、判示している。そのため本件でもこの最高裁判決のルールが適用されることになりそうであるが、昭和四二年最高裁判決を検討してみると、本件とは相当に事案が異なるようであり、

本件に機械的に適用するには無理があるように思われる。⁽⁵⁾

学説においては、「明白ナル誤謬」の意義・内容について解釈の余地が多分にあるためか、意義・内容それ自体を明らかにするというアプローチをとる見解は少ない。むしろ、「明白ナル誤謬」を認定するための判断資料をどの範囲までとするかという観点から「明白ナル誤謬」をコントロールしていかうとするアプローチがとられている。例えば、①和解調書の全趣旨から判断するとする見解⁽⁶⁾、②和解調書の全趣旨及び和解に係る手続の全趣旨から判断するとする見解⁽⁷⁾、③和解調書の記載内容の全趣旨及び和解にかかる事件の記録に照らして判断するとする見解⁽⁸⁾、更には④前三者の資料の他に、更正決定の申立ての際に添付して提出された資料をも考慮して判断するという見解⁽⁹⁾まである。学説においては更正決定の許容される範囲を制限しようとする傾向が一般的であるが、実務家としての経験を背景にした見解には更正決定の許容される範囲を緩やかに解していこうとする傾向が見受けられる。

右①②③の見解が新たな資料の提出を認めていないのは、更正決定とは、和解成立の時点での当事者の意思を探究する中で行われるものであり、和解成立までの過程に関

与していない裁判官が更正決定をすることがありうる、という前提があると思われる⁽¹⁰⁾。

しかし、裁判実務における慣行⁽¹¹⁾を考えるとこの前提は適切ではない。右④の見解は、新たな資料の提出を認めるが、むしろこちらの方が実務の感覚に合致する。例えば、更正決定の申立てがある場合、相手方当事者に連絡をとって更正決定についての意向を確かめたり、双方当事者に新たな資料の提出を促したりするというのが通常の取扱いである⁽¹²⁾。

このような裁判実務の慣行に鑑みると、和解調書の更正は単に和解成立の時点での当事者の意思を探究するものにはすぎないとの理解は、更正決定手続の実質を看過していると評価せざるを得ない。事実、和解調書の更正において最も多く用いられる手法は、当事者双方の了解を得て書記官に和解調書の記載事項を事実上訂正させ、改めて調整するという方法である⁽¹³⁾。和解条項のうちの効力条項が脱漏している場合にこれを補充するような更正を実務上「補充的更正」というが、こうした方法によって和解調書の記載内容の同一性を損なうような訂正（補充的更正よりも更に変更の度合いが大きい）を加えるという運用もなされている。

更正決定にあつても当事者双方に争いがなければ、和解調書の記載内容の同一性を損なうような訂正を許す例が多いとされる⁽¹⁴⁾。こうした手法のなかに、裁判実務慣行の中に厳格として存在する動態的かつ将来志向的な更正——和解成立時点での「意思」の探究という静止的かつ過去志向的な更正とは異なる——の契機を見いだすことができるように思われる。

このような裁判実務の慣行から考えると「明白ナル誤謬」という要件の存在意義は小さなものと考えざるをえないし、ある判決をして「一九四条の規定が、実務上は、はなはだ拡張して解釈され運用されていることは、既に裁判所に顕著な事実であつて…、このような取扱いは、正面から是認すべきものではないが、訴訟経済・執行の便宜という見地もあり、一定の限度内においてはこれを一概に排斥するわけにはゆかない⁽¹⁵⁾」と言わしめるほどの状況を呈しているのである。

本判決が、「実質的変更・同一性阻害」という新基準⁽¹⁶⁾をわざわざ持ち出して本件更正決定を違法であるとしたのは、更正決定についての右に述べた拡張的解釈・運用という慣行に対する警鐘であるといえよう⁽¹⁷⁾。

それでは、いわれるほどに本更正決定は本来の枠組を踏みはずしているのか。具体的経過を追いながら検討することにする。

3 本件更正決定の適法性

まず、本件更正決定について検討してみよう。

更正決定の理由は、和解交渉の中で重要な部分を占めていたのは賃貸借期間を何年とするかということ、その和解交渉で期間満了時に明渡すことは当然の前提として了解されていたこと、を顕著な事実として認定している。その上で、和解条項全体の趣旨からも、賃貸借期間満了後の明渡しとが和解の根幹となつているとする。

確かに和解成立に至るまでの紛争の経過をみると、ゴルフ練習場を使用・収益する地位こそが清治郎・洋一親子間の紛争の焦点であつたことは明らかであり、控訴審判決が指摘する和解条項三1、2のほか六の和解金二、五〇〇万円の支払い、七の死因贈与・遺留分の放棄の条項を参照すれば、清治郎としてはこの和解を以て以後洋一との関係を完全に絶つという意図を有していたといえよう。また、この賃貸借は洋一に五年の間ゴルフ練習場からの収益を独占

させるといふ「手切金」的性格のものであつたと考えられる。本件更正決定は清治郎側代理人多田弁護士が明渡文言の脱漏に気付いて申立てに及んだものである。担当の裁判官は、洋一側代理人川井弁護士に連絡を取り、双方側の代理人が裁判官の面前で応酬した。この際、更正決定をいやる洋一側代理人川井弁護士は改めて明渡断行の仮処分を申請することも検討していると清治郎側代理人多田弁護士が応えると、渋々ながらも更正決定に応じ、即時抗告もなさなかつた。このことと和解条項が洋一側代理人である川井弁護士自身が起案したものであつたことを考え合わせると、明渡文言の脱漏は単なるケアレスミスであつたことが推測できる⁽¹⁸⁾。

しかし、裁判所をして本件更正決定にふみきらせた要因は、右に述べた事情を考慮して認定された和解成立の時点での当事者の「意思」につきるものではないように思われる。むしろ、ほかのものが実質的要因ではなからうか。例えば、骨肉相食む父子間の一連の争いは洋一の不行跡を原因とするものであつたこと（仄聞するところによると和解成立直後に洋一は裁判官に「この五年間のうちにお父さんと本当の和解をして下さいね」と諭されたという。父清治

郎側からの更正決定の申立てに対する洋一側の行動がその裁判官の目にどのように映ったのか想像に難くない。また、それまでの経過のなかでなされてきた洋一の紛争行動は、株式会社吉崎ゴルフセンターの「真」の代表取締役としてのものであったり、宮田洋一個人としての紛争行動であったりと終始一貫したものではなかったということ。更に、清治郎側の更正決定申立ての理由に対して洋一側は「和解条項の変更は許されない」旨の形式的反論に終始するばかりで何ら実質的反論をなしえず、清治郎側の申立てを前に引き下がらざるをえなかったなどが考慮されたのではなからうか。そうでなければ、文言どおりの「明白ナル誤謬」とは言い難い明渡条項の補充的更正にふみきるのは困難であるように思えるのである。本件更正決定が「意思」や「合意」という一見すると静止的で過去志向的な表現の背後で、これまでの経過のなかでの洋一の一連の紛争行動の考慮によつて更正決定にふみきったのならば、本件更正決定はきわめて動態的かつ将来志向的な性格のものであったといえよう。

この更正決定により、本件和解調書はいわば「確認」の和解調書から「給付」の和解調書へと転換したことになる。

従つて、本判決の「同一性阻害」の観点からは、本件更正決定が違法なものとして排斥される可能性は十分に考えられる。「確認」の和解調書から「給付」の和解調書への転換、つまり執行力を取得するには改めて給付訴訟の提起が必要となると考えることになるであろう。しかし、本件の紛争の経過からみると、「確認」の和解調書から「給付」の和解調書への転換は「同一性を阻害する」というほどのものであろうか。従来の考え方からすると、ことばとしての「明渡条項」が欠けているということから更正決定前の和解調書が「確認」の和解調書にとどまっているとされるであろう。これは「債務者は：明渡す」という文言がことばとして表現されているだけで「給付」の和解調書としての効力が生ずると理解するに等しい。しかし、執行力についてのこのような理解はあまりにも技巧的にすぎるように思われる。本件更正決定手続によつて形成された執行力の背後には今までの経過——清治郎と洋一の間でなされた様々な紛争行動の積み重ね——が実質的な意味をもたつて存在しているはずである。そのように考えるなら、本件の「確認」の和解調書には「ことば」として明渡しが表示されていないだけで、それが含意する重みは「給付」の和解調書

と何らかわらないはずであろう。本件における更正決定の意味するところは、執行力を「付与する」ことによって「無から有を生じさせる」というのではなく、執行力についてあいまいさを残していた紛争経過の中で、更正決定手続を通じてあらためて執行力が形成され、これが「ことば」として表現されることになったにすぎないと理解できないであろうか。

翻つて、裁判実務慣行の観点から考えてみるとどうであろうか。一般に、補充的更正の際には慎重な対応が必要であるということが強調されている。このことは、補充的更正をなす際には十分な手続的配慮が必要であることを物語っている。反対に十分な手続的配慮がなされれば補充的更正を認めてもよいという可能性も開けてこよう。こうした「手続的配慮」が裁判実務慣行の背後にある実質的考慮であると推測することが許されるならば、本件においてはこの配慮が充分になされたということができよう。決定をなした裁判官は和解成立に関与していた裁判官であったし、更正決定の申立人とその相手方の双方対席での意見聴取・交渉の機会も保障されていただけでなく実際に双方の応酬があつた。仮に本件更正決定が違法であつて効

力がないとしても、清治郎側としては改めて明渡訴訟を提起すれば済む。また、仮に更正決定がなされなかったとしても賃貸借期間の終了日が近づいた時点で明渡しを求める将来給付訴訟を提起すれば済むのである。⁽¹⁹⁾ 本件更正決定は違法であるとした控訴審判決でさえ洋一のゴルフ練習場占有権限を否定する本件において、清治郎側の手続的負担としての明渡訴訟の提起と更正決定の申立てを比較すると、この両者にはさほど大きな差異はないように思われるのである。⁽²⁰⁾ そうであるなら、本件における更正決定は執行力取得のためのバイパスであるとして非難される余地は減じることになる。

清治郎側の新たな明渡断行の仮処分申請の意向が伝えられたことによつて、洋一側が引き下がったことをどう評価するかということが問題となつてこよう。しかし、洋一側としてはこの提案を拒否した後に即時抗告で争うという手段もあるなか、あえて即時抗告をしなかったのである。少々脅しめいてはいるが、この応酬の中に交渉の契機は存在していたし、こうした本件更正決定手続を通じての執行力の形成にはなんら違法なところは存在しなかったといえよう。⁽²¹⁾

このように考えるならば、更正決定手続を単なる技術的修正にとどまるものとして理解するのは適切ではない。むしろ、更正決定とは、和解成立の前ばかりでなくその後の経緯・手続をも踏まえてその手続を通じて新たな関係を形成するものとして理解すべきものである⁽²²⁾。更正決定を動的態的かつ将来志向的なものとして理解するならば、問われるべきはその手続のあり方であり内実である。更正決定の申立ての際に考慮される実質的要因が、本件のようにそれまでの経過や当事者の紛争行動などであるならば、「明白ナル誤謬」として考慮される実質的要因は手続の進展の段階に応じて変動することを余儀なくされる。ここで求められる手続のあり方もそれに応じたものであるべきであろう。即ち、更正決定の申立てに際してなされる審尋（あるいは口頭弁論）において当事者による主張・立証の指標たる「明白ナル誤謬」の内実を相互に確認しつつ弁論を展開することが⁽²³⁾できる手続が求められるのである。

本件における執行力の源泉は、洋一と清治郎が関与した和解手続及び更正決定手続にあるのであり、両者の間の具体的な関係づけのプロセスを離れた「合意」にあるわけではない。したがって、本件更正決定によって形成された執

行力の消滅についても具体的な関係づけのプロセスを離れて考えることはできない。ここで問われるのは、関係づけのプロセスの次のステップである請求異議訴訟において、洋一は何をなすべきか、清治郎は何をなすべきかなのである⁽²⁴⁾。結局、ここにおいて執行力が存在していることが果たしている機能は、洋一に次のステップでの新たな紛争行動を促すということにすぎないのである。

(1) 本判決は違法な更正決定の効力及び更正決定の違法を主張する請求異議訴訟の適否についても判示しているが、本稿ではもっぱら更正決定の許否にしばって論ずることにする。なお、本判決には、石川明教授の評釈(判例タイムズ八二二号六八頁)、後藤勇教授の解説(判例タイムズ八二二号二〇頁)がある。

(2) 鈴木忠一「民訴に於ける調書の作成と更正」判例タイムズ二四四号一八頁以下が、これらの問題を詳細に検討している。

(3) 和解調書の更正に判決の更正の規定を準用することの可否については、一九四条とほぼ同じ規定(ZPO §319)を有するドイツにも争いがある。Stein-Jonas-Leipold, Kommentar zur ZPO, 20 Aufl., §319 Rdnr. 2を Münchener Kommentar zur ZPO, §319 Anm. 12は準用を否定する。準用を肯定するのは Baumbach-Lauterbach-Albers-

Hartmann, Zivilprozessordnung, 48 Aufl., §319 Anm. 1 A ぐらいであり、大勢は準用を否定するようである。この点について、鈴木・前掲註2三二頁以下、岩松三郎兼子一編『法律実務講座民事訴訟編』第五卷一四七頁註5〔執筆者不明〕も参照。

(4) この判決には、山木戸克己教授(民商法雑誌五八卷二号二六七頁以下)、竹下守夫教授(法学協会雑誌八五卷七号一〇二頁以下)、石川明教授(法学研究(慶應義塾大学)四卷一一号八七頁以下)、栗山忍調査官(当時・最高裁判所判例解説民事篇昭和四二年度)三三八頁以下)の評釈がある。

(5) 本件で更正決定をめぐって争っているのは洋一と清治郎であり、双方とも和解成立の段階・更正決定の段階で手続に参与している。これに対し、最高裁昭和四二年判決の事件では、かなり多数の人々が登場する上に、後に更正決定の効力を争った当事者(DないしY会社)は調停手続にも更正決定手続にも参与していない。本判決がこの事件——抽象的ルール——を先例として援用しないのは、最高裁昭和四二年の事件とは事案が違うということを意識していたからではなからうか。なお、後藤・前掲註1二二二頁は、「明渡の条項が全く記載されていないのに、これを新たに追加することは、和解条項を実質的に変更することになって許されない」と解するのが、最高裁昭和四二年判決の趣旨にそうものであるとする。

最高裁昭和四二年判決の事案は、以下に述べるようになり複雑である。

A所有の建物に対してB会社は売買予約を原因として所有権移転登記保全の仮登記を取得した後、Aに対する建物の占有移転禁止の仮処分を得た。その後、Aは占有移転禁止の仮処分命令がなされたにもかかわらず建物の一階部分をDに賃貸し、引き渡した。賃借権につき対抗力を取得したDは、Aの承諾のもと自ら代表者を務めるY会社に転貸した。これに対してB会社はAに対し土地建物所有権移転請求保全の仮登記の本登記手続及び建物の明渡しを求めて訴えを提起した。第一審でB会社勝訴。控訴審の段階で事件は調停に付された。調停手続には当事者たるA、B会社のほかに利害関係人としてC、Xらが参加したが、Dは参加していない。この訴訟でB会社が勝訴したなら建物所有権をB会社からC、CからXと転々譲渡する約束となっていた。調停手続は、Cが建物を買取り、その代金でB会社への貸金債務等を弁済しその残額をAが受取るという筋書きで進んだ。Aの関心は専ら受領する金員の多寡にあり、移転登記の相手方には拘泥しなかつたので、登録税等の節約のためAから直接Xに移転登記することで合意した。結局、AはXに土地建物所有権移転登記をなすこと、AはCに建物の明渡しをすること、Dの占有にかかる一階部分についてはAの責任において立ち退かせること、ということによって調停が成立し、AからXに所有権移転登記がなされた。その後Aは室蘭市から仙台市に転居した。

期日になつてもDが立ち退く気配はなかった。占有移転禁止の仮処分の点検執行を以て目的を達成しようとしたが成功しなかつたので、B会社代理人はAの代理人とも協議の上、調停条項を修正してDの賃借権に優先する仮登記の順位を主張できるB会社の承継人の地位を得るべく「AからXに本件建物所有権を移転する」旨の条項を「AはB会社に仮登記の本登記をなし、B会社はCを経てXに本件所有権を移転する、そして、登記は中間省略登記によりB会社からX宛てにする」旨改めるよう更正決定の申立てをし、申立て通りの決定を得た。更正後の新条項によりAからB会社への所有権移転の本登記がなされた。旧条項によるAからXへの移転登記については錯誤を原因として抹消登記がなされ、改めてB会社からXへの移転登記がなされた。以上の事実に基づきXからY会社に対しその占有する建物の明渡しを求めた。

Xの建物所有権が対抗力を有するDの賃借権（ひいてはY会社の転借権）に優先するものであるか否かがこの事件の核心である。更正決定の適法性が肯定されるならば、Xの建物所有権はY会社の占有権限に優先し、Y会社は建物を明渡さなければならぬことになる。しかし、Y会社は更正決定手続はおろか調停手続にすら関与していなかつた。

(6) 兼子一『條解民事訴訟法I』四八八頁、兼子一・松浦二新堂・竹下『條解民事訴訟法』五六八頁（竹下守夫執筆）。

(7) 菊井維大『民事訴訟法』上巻一四三頁。

(8) 三宅弘人『和解調書の執行力』、後藤勇・藤田耕三編『訴訟上の和解の理論と実務』五〇三頁以下、五一四頁。斎藤秀夫編著『注解民事訴訟法』第三卷二四三頁（小室直人執筆）も同旨。

(9) 岩松二・兼子一・前掲註3一三八頁（執筆不明）。梶村太一・深沢利一『和解・調停の実務（三訂版）』一〇七頁以下（深沢利一執筆）も同旨。

(10) 梶村二・深沢・前掲註9一〇六頁以下（深沢利一執筆）は、「当該期日に関与しない裁判官が判断してもよいわけであるが、この点は困難な場合が多いであろう」とする。

(11) 特にことわらないかぎり裁判実務の慣行として述べるものは、研究会の席上で実務家の方々から御教示頂いたものにもとづいている。

(12) 研究会に出席された実務家の方から、和解成立に関与していない裁判官が更正決定をなす場合には、当該手続に関与した裁判官に問い合わせなどをするのが、通常の裁判実務慣行であるとの、御教示を得た。

(13) 更正決定以外の方法として、このほかに書記官が更正調書を作成し裁判官が認証印を押印するということもまれには行われる。三宅・前掲註8五一三頁以下参照。このことは研究会の席でも御指摘頂いた。

(14) 三宅・前掲註8五一五頁のほか、梶村二・深沢・前掲註9一〇六頁（深沢利一執筆）。

(15) 最二小判昭四二・七・二一、民集二一巻六卷一六一五頁の原判決である札幌高判昭三八・一一・八、同一六四一頁参照。

(16) 判例タイムズ八〇七号二八四頁のコメント参照。しかし、調停調書のケースではあるが、右に述べた最高裁判昭和四二年の同旨の判決があるので正確には「新」基準とはいえないであろう。こうした「基準」を持ち出してまで、本件更正決定を適法とした原判決を斥けたのは、本件更正決定には実務慣行に照らしてもとそれほどおかしなところが存在しなかったことを推測させる一つの手がかりであるとも言えよう。

なお、石川明教授は本件の評釈の中で、従来からいわれていた「明白性」の基準と本判決で提示された「実質的変更・同一性阻害」基準を同じものを別の側面から表現しなおしたものと捉えておられる(石川明・前掲註一七〇頁)が、右に述べた実務慣行の背景の中ではそのように捉えるのは適切ではないと思われる。

(17) 昭和四二年の最高裁判決も更正決定についての拡張的解釈・運用への警鐘であったことが、調査官解説からうかがえる。栗山・前掲註四三四一頁注二参照。また、竹下・前掲註四一一〇七頁にも、昭和四二年最高裁判決には裁判官の主観において拡張的解釈・運用へのいましめの意図がうかがえる旨の指摘がある。

(18) 清治郎側代理人は、インタヴューの席上でケアレスミスだった旨述べている。

(19) 将来給付の訴えについては、清治郎側代理人の方から御指摘頂いた。洋一が更正決定に対し即時抗告で争う姿勢を示さなかったので将来給付の訴えを起す必要性を感じ

なかったとのことである。

(20) 清治郎・洋一間の紛争をトータルとしてながめるならば、原審判決後の平成三年二月二四日に宮田不動産が別訴をもってゴルフ練習場明渡遅延による損害賠償請求訴訟を提起したことは、宮田不動産が明渡訴訟を提起することとほぼ同じ重さの手続的負担を果たした考えることもできよう。

(21) 和解調書に和解条項の一部脱落があった場合に、更正決定をせず口頭弁論期日を開き、脱落した条項が当初の和解調書中に入っている旨を確認する第二の和解調書の作成を有効とした裁判例がある(高松高判昭四七・三・三〇、判例時報六七〇号五六頁)。この裁判例にならって考えるならば、本件更正決定手続の中で双方当事者の応酬の中で第二の和解が成立し、更正決定はそれを確認しただけと理解することもできるであろう。

(22) このように考えるならば、更正決定手続を通じてなされた関係形成を「第二の和解」というか「執行力の形成」というかはことばの問題にすぎなくなる。

(23) 更正決定を動態的かつ将来志向的なものとして把握すると、更正決定がなされる段階と後にその適法性が争われる段階とで「明白ナル誤謬」の内実が異なってくる可能性がある。このことは当事者確定の問題や訴訟物と既判力の範囲の問題における行為規範・評価規範の区別の議論で想定されている局面に類似するように思われる。行為規範・評価規範の区別に対する批判——手続進行上の見通しが立たず

当事者はきわめて不安定な立場におかれてしまうという危惧——は、ここにおいてもあてはまるように思われる。行為規範・評価規範の区別に対する批判についてはさしあたり新堂幸司||小島武司編『注釈民事訴訟法(1)』四三頁以下(井上治典執筆)、井上正三『既判力の客観的範囲』『民事訴訟法の争点(新版)』二八〇頁以下等参照。

(24) 執行力についてのこのような理解については、井上治典『仮執行宣言付き判決と仮執行免脱の担保の提供』『民事執行法判例百選』一二頁以下参照。「合意」の流動性・不確実性については、和田仁孝『民事紛争処理論』五五頁以下参照。

三 むすびに代えて——本判決の位置づけ

判決の役割における△一般法の形成▽の観点と△個別事件の処理▽の観点のどちらを重視していくかにより本判決の位置づけは異なったものになろう。前者の立場に立てば、おそらくは本判決から抽出される「実質的変更・同一性阻害」基準を宣明した判決として本判決は位置づけられよう。しかし、判決の先例としての基礎は具体的紛争の展開の中で形成された解決案という意味にあるのであって、個別事件の処理という視角は失ってはならないと考える。本節で

は、このような立場から本判決の位置づけを試みることでむすびに代えたい。

本件は請求異議訴訟である。この訴訟の原告・控訴人たる宮田洋一が求めたのは和解調書に基づく強制執行の排除であった。本判決の先例的価値もその文脈でのみ意味を有することになる。

しかし、強制執行停止決定が取り消されたからとはいえ、原審判決後に洋一側はゴルフ練習場を任意に明け渡している。この紛争においては原審判決におけるこの強制執行停止決定の取消こそが決定的な意味をもったのであり、本件控訴審判決の意味を考える際にこのことを見落としてはならない。実際、宮田洋一側が請求異議の訴えに及んだのは、一切の話合いを拒む清治郎との話し合いのきっかけをかつかもうとすることであったし、強制執行停止決定の申立てに及んだのも、話し合いのためにとりあえず強制執行を停止してもらいたかったからであった⁽²⁵⁾。

この強制執行停止決定の取消によって、強制執行によってあれ任意明渡しであれゴルフ練習場の占有は清治郎の側のもとに帰することになったのである。本件では任意明渡しであるため、控訴審の請求認容判決により強制執行が

許されなくなったことは、清治郎側にとってただちに実質的な敗訴を意味するわけではない状況であった。せいぜいのところ、本件請求異議訴訟後、ゴルフ練習場の占有を獲得するための明渡訴訟を洋一自ら提起し、しかも明渡訴訟で洋一が勝訴した場合にのみ清治郎側が占有を失う可能性があるにすぎない——これとて状況の変化がない限り、洋一が勝訴する可能性はほとんどない——のである。

仮に、本件控訴審判決が更正決定は適法であるとして請求棄却判決をなしたとしても、ゴルフ練習場の占有は依然清治郎のもとにとどまったままとなるし、明渡遅延による損害賠償請求訴訟でも賠償額の多寡はあるにせよ宮田不動産側が勝訴する公算が高い。その後の紛争の展開に變動があるとするなら、株式会社吉崎ゴルフセンターについての株主総会決議不存在確認訴訟で洋一側が勝訴した場合である。これとて洋一が吉崎ゴルフセンターの代表取締役としての地位を確立した上で、本件和解条項一3でその合意解除が確認された吉崎ゴルフセンターと清治郎のゴルフ練習場の賃貸借契約が依然存続しているということを理由とした明渡訴訟で勝訴しなければならぬ。しかし、洋一が本件控訴審判決後に清治郎との和解に最終的には応じざるを

得ない状況にあつたことを考慮すると、本件控訴審判決の判断が請求認容であれ請求棄却であれ、一連の紛争の焦点であつたゴルフ練習場を使用・収益する地位にはいささかの影響も考えられないのである。

本件控訴審判決はこうした状況の中でなされたものであり、「実質的変更・同一性阻害」基準をわざわざ持ち出して本件更正決定を違法であるとしたのは、更正決定についての拡張的解釈・運用という慣行に対する警鐘を打ち出すという意図——一九四条の「明白ナル誤謬」の解釈・運用をリードしようという意図——からであつたと推測されるのである。

本判決が裁判実務へ与える影響は大きいであろうことは十分に予想されるが、紛争の具体的展開と切り離して一般論として判例理論を妥当させることに懐疑的な本稿の立場からは、本判決は疑問であるといわざるをえないし、本判決にそれほど重要な先例的価値を認めるわけにはいかなないのである。

(25) 洋一側代理人へのインタビューによると、この事件は親子間・兄弟間の内輪もめであり、最終的な解決のために

は訴訟ではいかんともしがたいという見通しを持っていたので、清治郎側との話合いのきつかけをつかみたかったとのことである。しかし、清治郎側はゴルフ練習場施設を明け渡すことが前提でなければ話し合いには応じないという姿勢を崩さず強制執行に及ぶ動きを示したので、強制執行停止決定を申立て、請求異議の訴えを起すことで状況の打開をはかろうとしたということである。

(26) 清治郎側代理人によると、ゴルフ練習場施設明渡遅延による損害賠償請求訴訟において当初は賃料相当額の損害賠償を請求していたが、後に逸失利益分にまで請求の拡張を行ったことが、洋一が最終的な和解に応じざるを得ない状況に追い込むのに決定的な意味を持ったようである。ちなみにこのゴルフ練習場が一年間に生み出す利益は諸経費・納税額を差し引いても一年分の賃料の数倍にも及ぶ程のものであり、明渡しが遅れば遅れるほど、損害賠償額が増大するからくりとなっていた。それゆえ、他に収入を得る手段を有しない洋一としては最終的な和解に応じざるを得なかったのである。

(高木茂樹)

△追記▽ 本稿執筆にあたって、原告・控訴人側代理人、被告・被控訴人側代理人の方々に電話や面接によるイン

タビュー調査に御協力頂き、また資料の御提供を頂いた。この場をかりて御礼申し上げる。

*本稿は、文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)の助成による研究成果の一部である。

△資料①▽

和解条項

一 賃貸借契約の成立

1 利害関係人有限会社宮田不動産（以下「宮田不動産」という。）は、債務者に対し、別紙第一物件目録記載のゴルフ練習場施設一切（以下「本件施設」という。）を、次のとおり賃貸する（以下「本件賃貸借契約」という。）。

(一) 賃貸借の目的 ゴルフ練習場の経営

(二) 賃貸借期間 昭和六一年四月一日から昭和六六

年三月三十一日まで

(三) 賃料 一か月金三〇〇万円

(四) 賃料の変更 本日現在債権者の所有する固定資

産税（都市計画税を含む。）が(二)の期間中に増額された場合には、そ

の増額された金額の一年分の二分の一を、増額された年の四月より、従前の毎月の賃料に付加して支払う。

(五) 賃料支払方法

毎月一五日限り当月分を宮田不動産方に持参又は送金して支払う。

2 宮田不動産は、債務者が賃料の支払を三か月分以上怠ったとき、又は宮田不動産の書面による事前の承諾なくして賃借権の譲渡又は転貸をしたときは、何らの催告を要せず、本件賃貸借契約を解除することができる。この場合、債務者は宮田不動産に対し、直ちに本件施設を明け渡す。

3 当事者双方は、株式会社吉崎ゴルフセンターと債権者との間の本件施設についての賃貸借契約が、既に合意解約により終了していることを相互に確認する。

二 本件施設の補修工事

1 債権者は、債務者の指定する請負業者との間で、本件施設につき、ゴルフ練習場の経営のために必要な補修工事（集球装置工事を含む。）を目的とする請負契約を締結する。

2 債務者は、右補修工事についての指揮監督及び具体的指示を行う。但し、債権者の意向は十分に尊重するものとする。

3 前々項の請負契約における請負金額については、九、

〇〇〇万円を限度として債権者が請負業者に支払い、請負金額が九、〇〇〇万円を越えた場合には、債務者がその超過部分を債権者に代わって直接請負業者に支払うこととする。

4 債務者及び債権者は何らかの事由により、前記補修工事が中断し、又はその続行が不可能となった場合でも、本件賃貸借契約は同一内容で存続することを、相互に確認する。

5 債務者は、前記補修工事成後、新たに補修工事(増改築工事は含まない。)の必要性が生じた場合には、自らの費用でこれを行うことができる。但し、債務者は、その場合には、工事開始の二週間前までに、工事内容を債権者及び宮田不動産に書面で通知しなければならない。

6 債務者は、本件施設及びこれに付加され、又は付加される予定の物品一切(補修工事により付加された物も含む。)の所有権が、即時債権者に属することを確認し、本件施設等の明渡しの際、債権者及び宮田不動産に対し、名目の如何を問わず何らの請求をしない。

三 債権者死亡の際の法律関係

1 債権者が死亡した場合には、本件賃貸借契約は、右死亡の日から三か月後に終了するものとし、債務者は、宮田不動産に対し、宮田不動産から次項の営業補償金の支払を受けるのと引き換えに本件施設を明け渡す。但し、債務者は、右明渡の日まで、本件施設におけるゴルフ練習場の経営を継続することができる。この場合には、債務者は、宮田不動産に対し、明渡しまでの賃料相当金を一、1。(五)の方法で支払うものとする。

2 宮田不動産は、債務者に対し、右明渡の日から昭和六六年三月三十一日までの期間について、一年(三六五日)当たり金四、〇〇〇万円の割合による金員を、営業補償金として支払う。

3 右金員の受領により債務者が支払うこととなる税金は、宮田不動産及び債権者の相続人が連帯して負担することとし、宮田不動産及び右相続人は、債務者に対し、右税金相当額を、右税金の納付期日までに支払う。宮田不動産及び右相続人は、支払いを怠ったときは、連帯して年八パーセントの割合による遅延損害金を右金員に付加して債務者に対し支払う。

4 宮田不動産が、債権者の死亡の日の翌日から六か月を経過した後も営業補償金の支払いをしなかった場合は、右1乃至3の規定は適用せず、債務者と宮田不動産との間で、債権者死亡時より本件賃貸借契約が存続するものとする。

5 債権者死亡時より三か月以内に本件賃貸借契約の終了日が到来する場合には、右1乃至3の規定は適用せず、本件賃貸借契約は、右終了日に終了するものとする。

四 債権者の保証
債権者は、債務者に対し、本件賃貸借契約から生ずる宮田不動産の全債務を連帯保証する。

五 供託金の還付
債務者が株式会社吉崎ゴルフセンター名義で、昭和五七年九月分から昭和六〇年一月分までの本件施設の賃料として東京地方法務局に供託した別紙供託目録記載の供託金合計金三、四八〇万円は、債権者において還付請求するものとし、債務者はこれを承認する。

六 和解金

債権者は、債務者に対し、和解金として金二、五〇〇万円を、昭和六一年二月末日限り、債務者代理人川井太郎の事務所に持参又は送金して支払う。

七 死因贈与及び遺留分の放棄

1 債権者は、債務者に対し、同人所有に係る別紙第二物件目録記載の土地を、本日、効力が債権者死亡のときに発生するものとして贈与（死因贈与）し、昭和六一年二月末日限り、右土地につき右死因贈与を原因とする所有権移転仮登記手続をする。

2 債務者は、本年一二月末日限り、債権者を被相続人とする相続につき、遺留分放棄の申立を家庭裁判所に申し立てる。

3 債務者が前項の申立てを右期間内に行わなかった場合は、債権者は前々項の登記手続義務を免れる。

八 事件の取下等

1 債務者は、左記事件を取り下げることとし、債権者は右取下に異議がない。

(一) 東京地方裁判所昭和五七年(ワ)第〆事件番号略〱号取締役資格確認等請求事件

(二) 同庁昭和五七年(三)第〆事件番号略〱号代表取締役職務執行停止及び職務代行者選任仮処分命令申請事件

(三) 同庁昭和六〇年(ワ)第〆事件番号略〱号損害賠償請求事件

2 債権者は、東京地方裁判所昭和五八年(ワ)第〆事件番号略〱号ゴルフ練習場明渡請求反訴事件の反訴原告が反訴を取り下げることにより協力する。

3 債権者は、債権者、債務者間の東京地方裁判所昭和六〇年(三)第〆事件番号略〱号仮処分命令事件について、債務者が供託した保証金一、〇〇〇万円の担保取消申請に同意し、担保取消決定に対する即時抗告権を放棄する。

4 債権者は、債権者、債務者間の東京地方裁判所昭和六〇年(三)第〆事件番号略〱号仮処分命令申請事件について、債権者が供託した補償金一、〇〇〇万円の担保取消申請に同意し、担保取消決定に対する即時抗告権を放棄する。

九 その他

1 当事者双方は、本件和解条項に定めるほか、何らの

債権債務のないことを相互に確認する。

2 申請費用は各自の負担とする。

第一物件目録 (略)

第二物件目録 (略)

供託金目録 (略)

現況地積測量図 (略)

〆資料〱〲〱

更正決定の申立書

債権者	宮田清治郎
債務者	宮田洋一
利害関係人	有限会社宮田不動産

右当事者間の御庁昭和六〇年(三)第〆事件番号略〱号仮処分申請事件につき左の通り更正決定を求めらる。

更正決定の趣旨

右事件につき同六〇年十二月二十四日成立した和解条項中
 一―二「賃貸借期間昭和六一年四月一日から同六六年三月
 三十一日まで」を「賃貸借期間昭和六一年四月一日から同六
 六年三月三十一日までとし、債務者は宮田不動産に対し、同
 日限り本件施設を明渡す」と更正する
 との決定を求めらる。

更正決定申立の理由

一 本件仮処分申請事件はゴルフ場施設に関する紛争であ
 るところ、当事者間においては、債務者が五年間を限つ
 てゴルフ練習場施設を使用し収益を挙げ、その間債権者
 に使用料を支払うこと、そして右期間満了後は即時本件
 施設を明渡すことを基本的な和解条件にしたものである。

和解条項一、二の、債務者に履行遅滞等があり解除され
 た場合の即時明渡条項、あるいは同三一の、債権者死亡
 時に際し契約解除された場合一定金員との引換給付によ
 る明渡条項等は、いずれも当事者間において明渡が極め
 て重要な意味をもち、和解の根幹にかかわる事柄であつ
 たことを示している。

そして本件和解においては、施設使用期間が最も争い
 になったのであるから、前掲の条項にのみ明渡条項を入
 れ、期間満了条項にはこれを意識的に欠く、ということ
 はなかつたのである。

二 しかるに右基本的な和解条件が本件和解条項において
 は単純に脱落遺漏していたので本申立に及んだものであ
 る。

右債権者代理人 弁護士 多田 晋

東京地方裁判所民事第九部 御中

△資料③▽

更正決定

当事者の表示 別紙当事者目録(略)記載のとおり

主 文

右当事者間の…不動産仮処分申請事件につき作成された

和解調書中、和解条項一の1の(二)に「賃貸借期間 昭和六一年四月一日から昭和六六年三月三十一日まで」とあるを、「賃貸借期間 昭和六一年四月一日から昭和六六年三月三十一日までとし、債務者は宮田不動産に対し、同日限り本件施設を明け渡す。」と更正する。

理 由

- 一 本件申立ての趣旨及び理由(略)
- 二 当裁判所の判断

和解調書は、確定判決と同一の効力を有するから、右調書に明白な誤謬が存する場合には、民訴法一九四条の準用により、更正決定が許されるが、右明白な誤謬の存否については、一件記録、和解調書全体の趣旨、和解が成立した過程等を総合考慮して判断すべきである。本件についてこれを見るに、本件和解の交渉の中で重要な部分を占めていた点は、本件和解調書添付の第一物件目録に記載されているゴルフ練習場施設一切(以下「本件施設」という。)の賃貸借期間を何年間とするかであったが、その交渉過程においては、右期間が合意された際には、その期間満了時に債務者が本件施設を明け渡すことをも約することが当事者らの間において当然の前提とされていたこと、本件和解にお

いて、本件施設の賃貸借期間が昭和六一年四月一日から昭和六六年三月三十一日までと合意された際も、同日限り債務者が利害関係人に対し本件施設を明け渡すことは、当事者及び利害関係人間において、当然の前提として了解されていたこと、以上の事実は当裁判所に顕著である。また、本件和解条項全体の趣旨からも、本件施設の賃貸借期間を昭和六六年三月三十一日までの五年間限りとすることが和解の根幹となっており、債務者が同日限り本件施設を明け渡す旨の給付の合意がなされないのであれば、和解の根幹が揺らぎ、本件和解は成立しなかつたであろうことが看取しうるのである。以上によれば、本件和解調書の和解条項一の1の(二)における合意は、単に五年という賃貸借期間を約したにとどまらず、債務者が宮田不動産に対し、五年経過時である昭和六六年三月三十一日限りで、本件施設を明け渡すという趣旨をも含めて約定されたものであって、その表現には明らかな誤謬があり、これを主文掲記のとおり更正するのが和解成立時の当事者、利害関係人の意思に合致するものであるというべきである。

よって、主文のとおり、更正することとする。

昭和六一年三月三十一日

東京地方裁判所民事第九部
裁判官 山田俊雄